



平成31年3月1日

国土交通省北陸信越運輸局

新潟県B地区のタクシー運賃改定「必要」と判断

平成30年11月9日から平成31年2月8日にかけて、新潟県B地区における法人タクシー事業者の保有する車両数の7割以上の事業者から、タクシー運賃改定申請（要請）※1があったことを受け、運賃改定要否について検討を行った結果、運賃改定が必要と判断しましたのでお知らせします。

今後、申請事業者の中から原価計算対象事業者を抽出し、原価計算書の提出を求め、運賃改定に係る審査手続きを経て、平成31年7月8日（標準処理期間5ヶ月）を目途に新運賃の公表を行ってまいります。

1. 運賃改定申請（要請）受付期間

平成30年11月9日～平成31年2月8日

2. 運賃改定申請（要請）状況

- (1) 申請（要請）事業者数69者（新潟県B地区法人事業者数99者）
- (2) 申請（要請）事業者車両数1,396両（新潟県B地区法人車両数1,664両）
- (3) 申請（要請）率 83.89%

※1 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法において、特定地域又は準特定地域に指定されている営業区域（※2）に属する事業者については、公定幅運賃変更の要請。それ以外の地域に営業区域を有する事業者、または、特定地域又は準特定地域に指定されている営業区域とそれ以外の営業区域の両方に営業区域を有する事業者については、道路運送法第9条の3に基づく運賃及び料金の変更認可申請。

※2 新潟県B地区において準特定地域に指定されている営業区域は、「長岡交通圏」、「上越交通圏」、「柏崎市A」、「新発田市A」。（特定地域はなし）

3. 運賃改定申請（要請）の概要

【初乗運賃】

申請（要請）運賃		現行上限運賃	
特定大型車	1.5km～0.8 kmまで 1,090 円～650 円	特定大型車	1.5km まで 890 円
大型車	1.5km～0.8 kmまで 1,290 円～600 円	大型車	1.5km まで 820 円
普通車	1.5km～0.8 kmまで 820 円～500 円	中型車	1.5km まで 690 円
中型車	1.2 kmまで 600 円		
小型車	1.2km まで 590 円	小型車	1.5km まで 680 円

【加算運賃】

申請（要請）運賃		現行上限運賃	
特定大型車	231m～5m までごとに 110 円～50 円	特定大型車	235m までごとに 100 円
大型車	234m～42m までごとに 110 円～50 円	大型車	239m までごとに 100 円
普通車	323m～42m までごとに 100 円～50 円	中型車	275m までごとに 90 円
中型車	236m までごとに 100 円		
小型車	266m までごとに 100 円	小型車	300m までごとに 90 円

- ・ 中型車・小型車の車種区分を廃止し、普通車へ車種区分を一本化
（車種区分の変更については、運賃改定手続きの中で実施するか否かを判断します。）

【お問合せ】

北陸信越運輸局自動車交通部旅客課
橋本、廣井、新井
電話 025-285-9154